

ICT 施工の導入に役立つ 補助金・税制優遇等の情報提供について

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室 課長補佐 に へい まさやす 二瓶 正康

1. はじめに

国土交通省は、平成 28 年度より i-Construction として生産性向上の取り組みを進めており、そのトップランナー施策のひとつとして、建設現場において 3 次元データを全面的に活用する「ICT 施工」の普及促進を進めている。

本稿では、普及促進を支援することを目的として行っている補助金・税制優遇等の情報提供について紹介する。

2. ICT 活用状況

ICT 施工の普及対象としては、まず土工を対象として ICT の導入を推進してきた（以下、「ICT 土工」という）。これは、建設工事として実施される工種のうち大きな割合を占めながらも、トンネル工事等と比べて生産性向上が少ないこと、また生産性向上に寄与する新しい技術が現れてきたことによる。

普及促進の取り組みとして、工事発注においては一定規模以上の工事で ICT の活用を仕様書で求めたほか、それ以外の工事においても入札時の総合評価や工事成績での加点による活用へのイン

センティブ付与を行うとともに、ICT 活用に必要な経費を精算変更することとした。また、工事の施工管理に用いる基準類についても、新しい技術に対応する出来形管理要領等を策定し、活用環境を整備してきた。

ICT 土工は、平成 28 年度においては対象工事として公告した件数のうち 36% の工事で実施され、平成 29 年度においては 42% の実施、平成 30 年度 1 月末時点では約 48% の実施となり、活用は増加傾向となっている。

3. 補助金・税制優遇等の情報提供の背景

ICT の活用を継続するには、多くの現場において ICT の機材が当たり前で調達・運用できることが求められ、さらなる ICT 機材の普及などが必要である。しかし、従来施工においては使用しなかった ICT 機材やソフトウェアの導入、あわせて ICT を活用できる人材の育成・確保など、企業の積極的な投資が必要であり、ICT 施工を支える各分野において投資を支援する補助金や税制優遇等に関する要望の声が多い。

現在、ICT を活用した生産性向上により働き手の減少に対応する取り組みは全産業で求められており、各種の補助金・税制優遇等が存在する。国土交通省では、実際に ICT を活用できる現場

を確保することで ICT の普及促進に努めるとともに、既存の補助金・税制優遇等について判りやすく情報提供することとした。

以下に、昨年度版として作成した情報提供資料について紹介する。

4. ICT 施工の導入に活用が可能な補助金

ICT の導入に活用できる補助金は他の産業でも活用される制度を利用することから、制度を所管する団体の数が多い。また制度を適切に運用するため、補助を受ける条件も細かく規定されており、俯瞰的に制度を知ることが困難である。そこで、企業が自らの取り組みに必要な制度を見つけやすくするため、ICT 導入の分野別に補助金等を示した説明資料を作成した（図－1）。

- ① ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（ものづくり補助金）

ICT 機材の導入に関する補助に活用可能（車両系含まず）

- ② サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金）

ICT 運用ソフトウェアの購入に活用可能

- ③ 省エネルギー型建設機械導入補助金

ICT 建機の購入にあたり通常建機との差額分に活用可能

- ④ 人材開発支援助成金

人材育成に関する研修費用の補助

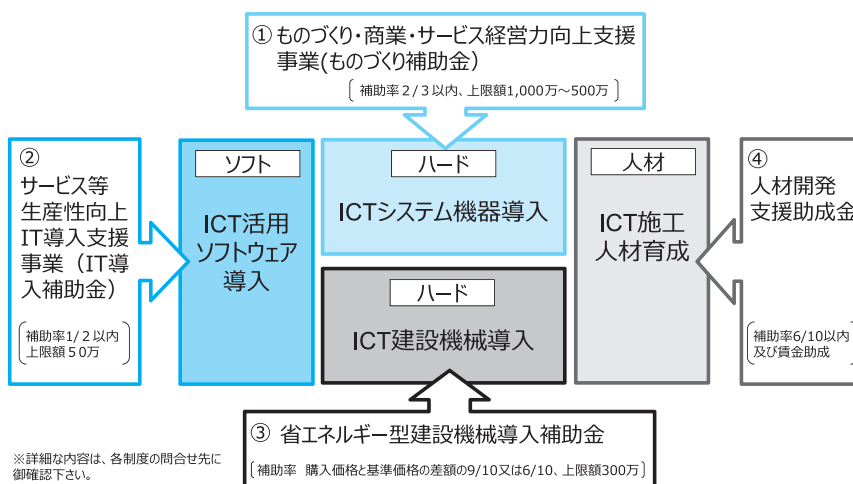
これは平成 30 年度の予算として取り組まれている事業を示したもので、図－1 にて示した事業の内容については、さらに個別補助制度の概要をイメージできる紹介資料を後段で示しており、例を図－2 に示す。

補助金の手続きには、さまざまな条件や段階ごとの作業が存在する。詳細な手続きは、所管団体に確認する必要があることから、本資料としては補助内容のポイントを明示し、「何」に「どのような」補助があるのかを伝わりやすくすることに重点を置いている。

5. ICT 施工の導入に関する税制・融資制度

ICT の導入時に活用できる税制優遇措置や低利融資制度についても、補助金説明資料と同様に俯瞰的な理解ができるよう、模式図と概要説明資料を作成した。図－3、4 に制度の模式図と概要の例を示す。

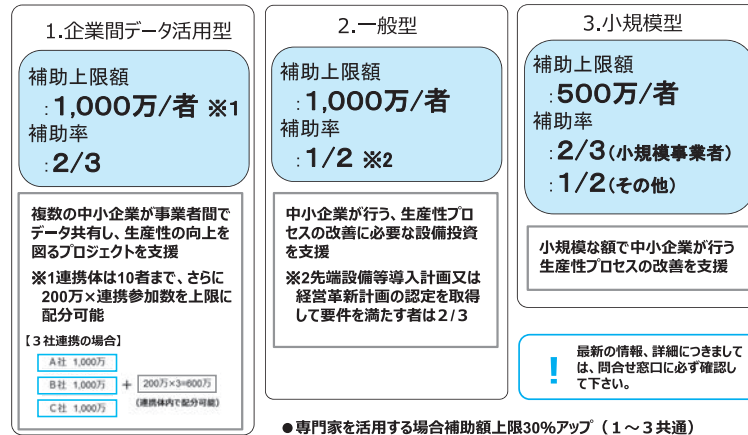
○ICT施工の中小企業への普及加速のための補助金の活用を周知



図－1 ICT 導入に関する補助金説明資料 1 ※平成 30 年 11 月時点

① 【ものづくり・商業・サービス経営力向上支援】

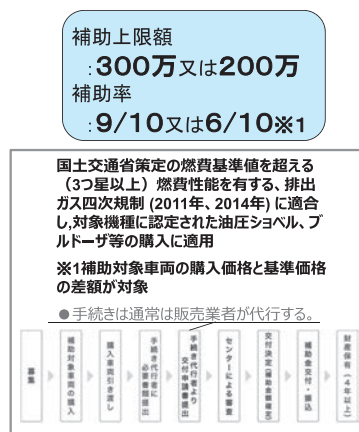
□ 中小企業が生産性向上を行う設備投資に対する補助を行う。



対象となる条件(共通)
「中小ものづくり高度化法」に基づく基盤技術を活用した生産プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「計上利益」1%の向上を達成できる計画であること。

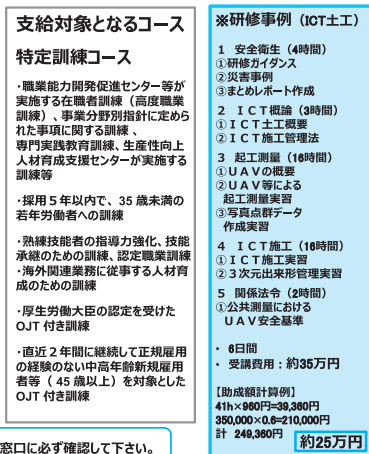
③ 【省エネルギー型建設機械導入補助金】

□ ICTを搭載した「建設機械」の購入を補助



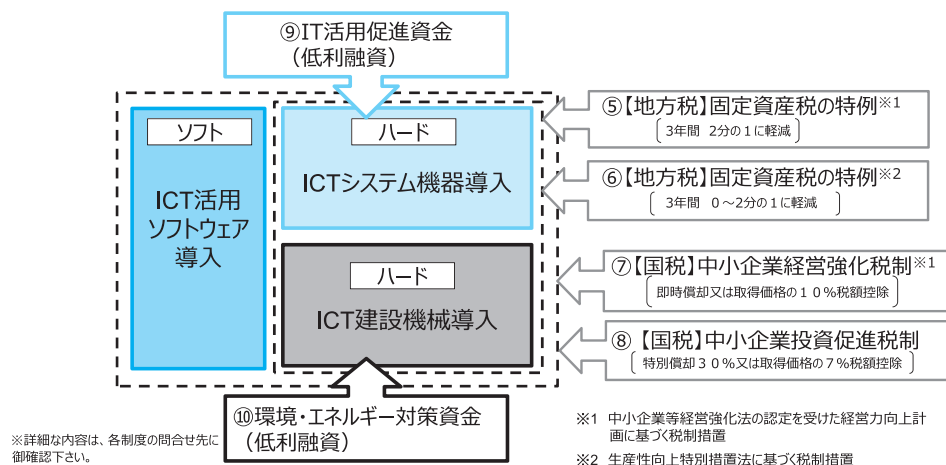
④ 【人材開発支援助成金】

□ 職務に関連した専門知識及び技能取得費用を助成



図ー2 ICT導入に関する補助金説明資料 2 ※平成30年12月時点

○ICT施工の中小企業への普及加速のための税制優遇・低利融資の活用を支援



図ー3 税制優遇措置・低利融資制度説明資料 1 平成30年11月時点

⑤ 【地方税】 固定資産税の特例
〔3年間 2分の1に軽減〕

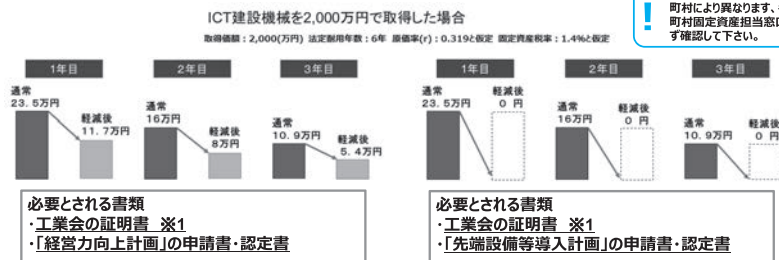
- 中小企業等経営強化法による
固定資産税減免を受けられる。

「経営力向上計画」を作成し担当省庁の計画認定を事前
取得すること。

⑥ 【地方税】 固定資産税の特例
〔3年間 0～2分の1に軽減〕

- 生産性向上特別措置法による
固定資産税減免を受けられる。

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に所在する
中小企業で、「経営革新等支援機関」による「先端設備等
導入計画」の事前認定を取得すること。



対象となる要件(⑤・⑥)
・最新モデルであること(新車・新品)
・発売から10年以内(機械設備/建設機械) 6年以内(器機/測量機器)
・160万以上(建設機械) 30万以上(測量機器等)
・前モデル比で生産性平均1%以上向上 ※1

最新の情報、詳細に
つきましては、問合せ
窓口必ず確認して
下さい。

⑦ 【国税】 中小企業経営強化税制
即時償却又は取得価額の税額控除

- 中小企業等経営強化法による、法人税
減免を受けられる。

即時償却 又は 税額控除

購入初年度に
取得価額の
100%償却

資本金3,000万円以下

取得価額の10%

資本金3,000万円超～1億円以下

取得価額の7%

必要とされる書類
・工業会の証明書 ※1
・「経営力向上計画」の申請書・認定書 ※2

対象となる要件(⑦)
・一定期間内に販売されたモデル(中古品は対象外)
・前モデル比で生産性平均1%以上向上 ※1
・担当省庁より発行される「経営力向上計画」の事前認定 ※2
・160万以上(建設機械) 70万円以上(ソフトウェア等)
・30万以上(測量機器等)

最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口必ず確認して下さい。

⑧ 【国税】 中小企業投資促進税制
特別償却30%又は取得価格の7%税額控除

- 中小企業投資促進税制では、法人税
減免を受けられる。

特別償却 又は 税額控除

購入初年度に
取得価額の
30%償却

資本金3,000万円以下

取得価額の7%

資本金3,000万円超～1億円以下

特別償却

購入初年度に
取得価額の30%償却

対象となる要件(⑧)
・160万以上(建設機械)
・70万以上(一定のソフトウェア 事業年度内の取得価額の合計70万以上)
・120万以上(測量機器等事業年度内の取得価額の合計120万以上)

※⑨ ⑩は割愛します

対象外の業種があります。

図-3 税制優遇措置・低利融資制度説明資料 2 ※平成30年12月時点

6. おわりに

ICT施工の普及促進は、社会構造の変化に対応する取り組みであり、冒頭に記載した活用促進

の制度は今年度も工種拡大や基準の改定を行っており、常に変化し続けることが必要と考えている。補助金や税制・融資制度も同様に、年度ごとに変化している。今回紹介した説明資料についても現在平成31年度版を作成中であり、早期に周知用として提供していく予定である。